

| 概要 | ものづくり企業の人材育成にかかる、以下の研修の開催費用や受講料の一部を助成します。 ◇AI、IoT、ビッグデータ等のデジタル技術の向上を目的とした研修 ◇ものづくりの現場で必要とされる、加工などの専門的な技能等を習得する研修 |
|-------|--|
| 対象事業 | ◇研修実施事業 [内部研修]外部講師を招いて実施する、中小企業者、中小企業団体の内部研修◇研修派遣事業 [派遣研修]外部組織が実施する研修に自社の人材を派遣する、中小企業者の社外研修 派遣予定の研修が補助対象となるかはお問い合わせください。 |
| 対 象 者 | (1) 以下のすべてを満たす中小企業者 ① 製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業その他これらに類する業種に属する事業を営んでいる。 ② 申請日以前に引き続き1年以上、市内に①の事業の主たる事業所または生産施設がある。 ③ 市税の滞納が無い。 (2) 以下のすべてを満たす中小企業団体* ① 構成員の1/2以上が市内に主たる事務所を有し、(1)①に該当する事業を営んでいる。 ② 申請日以前に引き続き1年以上、市内に主たる事務所がある。 ③ 市税の滞納が無い。 *「中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)」第3条第1項に規定する中小企業団体をいいます。 |
| 対象経費 | [內部研修] 講師謝礼、講師旅費、教材費、材料費、会場借上料、設備借上料 [派遣研修] 受講料 |
| 助成額 | 対象経費の 1/2 以内(小規模企業者は 2/3 以内) 限度額 10 万円 ※ 1社・団体が当該助成制度を利用できるのは合計 3 年度までです。 |
| 募集時期等 | 随時(予算に限りがありますので、決まり次第、お早めにご相談ください。) |
| 注 意 点 | ① 研修の内容、期間等により流れが異なる場合もございますので、事前にお問い合わせください。② 他の助成制度(国、県、その他の助成*)との重複は認められません。* 職業訓練や雇用調整助成金など、他の助成金の交付がある場合は対象外となります。③ 補助金交付には、補助対象経費に係る請求書・領収書のほか、内部研修では参加者名簿、派遣研修では修了証の写し等が必要です。 |

◆中小企業者・小規模企業者とは

次の資本金基準、従業員数基準のいずれかを満たす会社を指します。提出書類等はこちらからダウンロードできます。

| | 古 J. 入 ** ** | | |
|---------------------------------|--------------|--------|--------|
| | 中小企業者 | | 小規模企業者 |
| 業種 | 資本金 | 従業員数 | 従業員数 |
| 製造業 | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| 情報サービス業、 映像・音声等制作 業、デザイン業 | 5千万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |



https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shokogyoshinkoka/gyomuannai/1/6/24125.html

【お問い合わせ先】

金沢市 経済局 商工労働課 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2205 FAX 076-260-7191 MAIL syoukou@city.kanazawa.lg.jp